

教育ローン（株）ジャックス保証)

(令和7年4月1日現在)

商品名	教育ローン（株）ジャックス保証)														
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○お借入申込時の満年齢が20歳以上であり、ご完済時の満年齢が75歳以下の方。 ○安定・継続した収入がある方。 ○借換の場合は、借換対象ローンで直近6ヶ月以内に返済遅延がない方。 ○当JAが指定する保証機関（株）ジャックスの保証が受けられる方。 ○その他当JAの定める条件を満たしている方。 														
資金用途	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園、小・中・高校、高専、専門学校、予備校、短大、大学、大学院とし、資金用途は以下の通りとします。ただし、事業性資金、借入金返済、投機等不健全な資金を除きます。 ○入学、在学中に必要な教育資金 入学金、授業料、家賃、その他生活費（仕送り含む）等教育に関する全ての資金。 ○支払い済みの教育資金 申込受付前3ヶ月以内に現金で支払った教育資金で、その金額が領収書で確認できるもの。 ○教育ローンの借換資金 														
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ○10万円以上1,000万円以内（1万円単位）、かつ所要額以内とします。 ○借換資金のみの場合は、残存一括償還金額が上限となります。 														
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ○6ヶ月以上16年10ヶ月以内（元金据置期間含む・元金据置期間含む）（1ヶ月単位） ○借換資金のみの場合は、残存償還期間を上限とします。 ○元金据置期間の上限は、次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・初回ご融資日からご融資対象入学前の7ヶ月以内 ・卒業予定年月までの在学期間以内 ・卒業後の3ヶ月以内 														
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ○つきのいずれかよりご選択いただけます。 【固定金利型】 当初のお借入利率を完済時まで適用いたします。 【変動金利型】 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 ○お借入利率には、年1.0%の保証料を含みます。 ○金利は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 														
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ○元利均等返済とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（お借入金額の50%の範囲内とし、毎月返済方式に加え年2回ごとの特定月に増額して返済する。）のいずれかをご選択いただけます。 ※変動金利型の返済額は、貸付利率の変更の都度、再計算して新しく定めます。 														
担保	○不要です。														
保証人	<ul style="list-style-type: none"> ○（株）ジャックスの保証を受けていただきます。 ただし、（株）ジャックスが必要と認めた場合、連帯保証人が必要となります。 														
団体信用生命共済（保険）	<ul style="list-style-type: none"> ○ご希望により当JA所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。 なお、共済掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">団体信用生命共済（保険）名</th> <th style="text-align: center;">加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">団体信用生命共済（特約なし）</td> <td style="text-align: center;">年0.3%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td style="text-align: center;">年0.5%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td style="text-align: center;">年0.5%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">団体信用生命共済（連生）</td> <td style="text-align: center;">年0.4%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td> <td style="text-align: center;">年0.6%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">がん保障特約付団体信用生命保険</td> <td style="text-align: center;">年0.5%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年0.3%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.5%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.5%	団体信用生命共済（連生）	年0.4%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.6%	がん保障特約付団体信用生命保険	年0.5%
団体信用生命共済（保険）名	加算利率														
団体信用生命共済（特約なし）	年0.3%														
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.5%														
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.5%														
団体信用生命共済（連生）	年0.4%														
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.6%														
がん保障特約付団体信用生命保険	年0.5%														

		がん保障特約付団体信用生命保険（連生）	年0.7%	
		団体信用生命保険（ワイド）	年0.5%	
9大疾病補償保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年0.3%			
手数料	<input type="radio"/> ご融資の際の事務手数料は無料です。 <input type="radio"/> ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合の事務手数料は無料です。 <input type="radio"/> ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合の条件変更手数料は無料です。			
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<input type="radio"/> 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融部（電話：025-757-1572）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 <input type="radio"/> 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会（電話：025-222-5533） そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。			
その他	<input type="radio"/> お申込みに際しては、当JAおよび㈱ジャックスにおいて所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 <input type="radio"/> 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。 <input type="radio"/> 連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。			

J A魚沼